

令和7年5月30日

告示

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条第 1 項 5 号に基づき、一カボクシングジム（以下「一カジム」という）所属ボクサーである保坂 大治郎（ライセンスNo.52455）選手を令和 7 年 5 月 29 日より 1 年間のライセンス停止処分とする。

理由： 一カジム保坂 大治郎選手は、令和 7 年 5 月 30 日の試合の前日計量において減量失敗による体調不良を理由に試合をキャンセルさせた。

このことは競技としてのボクシングの権威と信用を著しく棄損する行為であり、当財団は保坂 大治郎選手を令和 7 年 5 月 29 日より 1 年間のライセンス停止処分とする。

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条第 2 項 2 号に基づき、一カジムのマネージャーである小林 敏幸（ライセンスNo.47372）氏を戒告処分とする。

理由： 小林 敏幸は上記記載の事実についてマネージャーとしての監督責任を負う義務がある。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション